



平成29年10月10日

各 位

上場会社名 株式会社 ライフコーポレーション  
代表者 代表取締役会長兼CEO 清水信次  
(コード番号 8194)  
問合せ先責任者 取締役法務・審査部長 西村寿仁  
(TEL 03-5807-5111)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

#### 1 処分の概要

(1) 払込期日	平成30年2月28日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 54,000株
(3) 処分価額	1株につき 2,891 円
(4) 処分価額の総額	156,114,000円
(5) 割当予定先	従業員540名 54,000株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする

#### 2 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、所定の要件を満たす当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対し、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入した譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）として、平成29年10月10日付の当社取締役会決議に基づき行われるもので、本制度に基づき処分される当社普通株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

なお、本自己株式処分は、平成30年3月から平成34年2月までの期間を対象とする当社の中期経営計画に対する従業員の取組意欲を高めることを目的として、中期経営計画の開始時に対象従業員に各1単元（100株）の当社普通株式を交付した上で、中期経営計画の実績開示後一定の期間を経過するまで譲渡制限期間を設定することといたしております。

## <本制度の概要>

本制度に基づき処分される当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）は、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権として、割当予定先である対象従業員に対する金銭債権を支給し、これらの金銭債権を出資財産として現物出資させることにより交付されるものです。また、当社は、割当予定先である対象従業員との間で、次の「<本割当契約の概要>」に記載の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定であります。そのため、本自己株式処分の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

## <本割当契約の概要>

### (1) 謙渡制限期間

対象従業員は、平成30年2月28日（払込期日）から平成34年7月10日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分を行うことができないものといたします。

### (2) 謙渡制限の解除条件

#### ① 原則

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除するものといたします。

#### ② 雇用期間満了又は死亡による退職その他正当な事由が発生した場合

対象従業員が、雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、又は死亡による退職その他当社取締役会が正当と認める事由が発生した時点まで、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間満了日（ただし、死亡による退任又は退職の場合は相続人からの届出の直後の時点）をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除するものといたします。

### (3) 当社による無償取得

譲渡制限期間中に、対象従業員が退職した場合（上記（2）②の場合は除きます）及び対象従業員が法令又は社内規則等に重要な点で違反したと当社取締役会が認め対象従業員に対して本割当株式を当社が無償で取得する旨を通知した場合その他の本割当契約に定める事由に該当した場合には当該事実の発生した時点の直後の時点をもって、下記（5）において譲渡制限を解除されない本割当株式については組織再編等効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限を解除しないままの状態で、当社は本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理されるものといたします。

### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に關して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議に基づき、同決議にて定める本割当株式につき、組織再編等効力発生日

に先立って、これに係る譲渡制限を解除できるものといたします。

### 3 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

対象従業員に対する本自己株式処分に係る処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議の日の前営業日である平成29年10月6日における東京証券取引所における当社普通株式の終値としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的でかつ、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上